

札幌市医療的ケア児支援検討会設置要綱

平成 30 年 3 月 30 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項及び同法を受けた「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日障発 0603 第 2 号）に基づいて設置する、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場（以下「協議の場」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

(名称)

第 3 条 協議の場の名称は、札幌市医療的ケア児支援検討会とする。

(組織)

第 4 条 協議の場は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療（医師職）関係者
- (2) 医療（看護職）関係者
- (3) 札幌市自立支援協議会関係者
- (4) 障害福祉サービス事業所等関係者
- (5) 保育所等関係者
- (6) 障がい関係団体関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(臨時委員)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第8条 協議の場に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議の場を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(謝礼)

第9条 札幌市は委員に対し、協議の場への参加につき、1回あたり1人12,500円(源泉徴収前)の謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議の場の庶務は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び札幌市自立支援協議会子ども部会において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、会長が協議の場に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。